

ISPS コード（船舶と港湾施設の保安のための国際コード）
に基づく

船舶保安システム

審査の案内

（外国籍船舶用）

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会
船舶管理システム部

2017年 9月（第 17 改訂）

改訂記録

| 日付 | 改訂 | 主な変更点 |
|----------|--------|--|
| 2003年7月 | --- | — |
| 2003年8月 | 第1回改訂 | 初回審査若しくは更新審査において Non-Compliance が見出された場合は証書を発行しないことを明確化した。 |
| 2003年10月 | 第2回改訂 | 初回審査に先立ち最低2ヶ月間の SSP 運用を規定していたが削除した。 NK が承認していない SSP を船舶審査に先立ち点検することがあることを明確化した。 |
| 2004年4月 | 第3回改訂 | SSP 承認申込に際し、申込書(Form MS-APPLI)が提出されていないケースが多発したので明確にした。船舶審査の申込を、本部に提出されたケースが多発したので、支部宛提出するように明確にした。 船舶審査に際し、本会が SSP を承認していない場合(パナマ籍、リベリア籍船舶を含め)の提出書類を見直した(SSP に関する提出文書を削除した)。初回審査に先立ち、少なくとも1回の保安操練の実施を規定した。船舶保安警報装置に係わる SSP の改訂、並びに設置確認のための臨時審査を追加した。 |
| 2005年1月 | 第4回改訂 | SSP 承認時の提出文書のうち、船舶保安評価報告書を2部(会社用及び本船用)に変更した。 SSP 承認時に承認したことを証す書類(Form MS-LOA)を発行することを明確化した。 誤字、脱字等修正した SSP の取扱いを明確化した。 SSP 改訂承認時に承認したことを証す書類(Form MS-LOA-AMD)を発行することを明確化した。 他 IACS 船級協会発行の ISSC を引継ぐ際の取扱いを追加した(7.3)。 仮 ISSC 発行のための審査に際する確認事項を改訂した(8.2.1)。初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置設置確認のための審査について追加した(8.4)。 |
| 2005年4月 | 第5回改訂 | SSP 承認業務を本部安全管理システム部から国内支部及び海外事務所に変更した。 SSP 改訂承認時に、改訂部分の運用の検証に係わる臨時審査の時期を明確にした。 |
| 2005年9月 | 第6回改訂 | 新造船、旗国若しくは会社の変更時に、SSP の運用実績がなく SSP の適合性を検証できない場合、SSP が承認されていても仮 ISSC 発行のための審査を実施します。 仮 ISSC 発行のための審査において、操練を少なくとも1回実施し若しくは実施する計画があることを確認します。 |
| 2006年1月 | 第7回改訂 | SSAS に関する SSP 改訂承認の手続きを変更した。 |
| 2006年3月 | 第8回改訂 | 仮 ISSC 発行のための審査に際し、承認を求めるために SSP を旗国若しくは RSO に提出していることを示す書類を提出して頂くことにしました(Form MS-QSA)。 |
| 2006年5月 | 第9回改訂 | 日本籍船舶の SSP 承認業務を支部(日本国内に限る)へ変更した。 |
| 2006年7月 | 第10回改訂 | 日本籍船舶の SSP 改訂の承認業務を支部(日本国内に限る)へ変更した。中間審査時に欠陥を発見した場合の取り扱いを変更した。 |
| 2007年2月 | 第11回改訂 | 承認を必要としない SSP の改訂の取り扱いを新設した。 |
| 2010年3月 | 第12回改訂 | 海事保安審査員の呼称を海事管理審査員に変更した。 STCW の SSO の資格証明及び SSAS の取替え・修理後の確認を追加した。 他の RSO が初回承認した SSP の改訂承認を受け入れることとした。旗国更時に臨時審査を追加した。 |
| 2011年9月 | 第13回改訂 | お問い合わせの連絡先の「情報センター」を削除、電話/Fax 番号を変更した。 |

| | | |
|---------|--------|---|
| 2011年7月 | 第14回改訂 | 欠陥があった場合の取り扱いを変更した。 SSAS の設置後の最初の審査以降の定期的審査での発信テストの確認方法を変更した。 |
| 2012年4月 | 第15回改訂 | SSP 承認及び船舶審査の申込書の新たな書式を追加した。 |
| 2012年8月 | 第16回改訂 | SSP 承認及び船舶審査の旧申込書及び質問票の書式を削除した。 |
| 2017年9月 | 第17回改訂 | 「1. はじめに」の記述内容を変更した。 オンライン審査申込サービス(e-Application)を追加した。 SSP の改訂承認及び改訂の届出の際の提出書類を変更した。 |

本会各支部または事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧ください。
(“DIRECTORY”の最新版は、本会のホームページから入手可能です。)

この『審査の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。

日本海事協会 船舶管理システム部
電話:03-5226-2173 / Fax:03-5226-2174
e-mail:smd@classnk.or.jp

目次

| | | |
|-----------|------------------------------|-----------|
| 1. | はじめに | 1 |
| 2. | 略語の説明 | 2 |
| 3. | 用語の定義 | 2 |
| 3.1 | SOLAS 条約 XI-2 章の定義 | 2 |
| 3.2 | ISPS コードの定義 | 2 |
| 4. | 適用船舶 | 3 |
| 5. | 証書 | 3 |
| 5.1. | 証書の種類と有効期間 | 3 |
| 5.2. | 証書の延期、失効、再発行、書換え、返納 | 4 |
| 6. | 船舶保安システム審査の種類と実施時期 | 5 |
| 7. | 審査の申込み | 6 |
| 7.1 | SSP 承認の申込み | 6 |
| 7.2 | 船舶審査の申込み | 9 |
| 7.3 | 他 IACS 船級協会発行 ISSC の認証引継の申込み | 9 |
| 8. | 船舶審査の実施 | 10 |
| 8.1 | 初回審査、中間審査及び更新審査 | 10 |
| 8.2 | 仮 ISSC 発行のための臨時審査 | 11 |
| 8.3 | 指定事項解消のための臨時審査 | 11 |
| 8.4 | SSP 再承認後の臨時審査 | 12 |
| 8.5 | その他の臨時審査 | 12 |
| 8.6 | 初回、定期的及び臨時審査における SSAS の確認 | 12 |

1. はじめに

SOLAS 条約 XI-2 章及び ISPS Code の要件に基づき、国際航海に従事する旅客船、総トン数 500 トン以上の貨物船及び移動式海底資源掘削ユニットは、船舶保安評価を実施し、それを基に船舶保安計画を立案し、船上での運用を経て初回審査に合格した上で国際船舶保安証書を所持しなければなりません。

本会は、数多くの旗国政府から認定保安団体(RSO)として承認されており、旗国政府に代わって、また、本会の規則「船舶保安システム規則及び同実施要領」に従って、船舶保安計画(SSP)の承認並びに船舶審査を実施し、一部の旗国政府(例えばパナマ)を除き、国際船舶保安証書を発行しております。

ISPS Code A/9.4.11 に規定しておりますように、船舶保安計画(Ship Security Plan)は承認後も定期的に見直しを行うことが求められております。SSP の改訂承認の取扱いは 7.1.2 項をご参考下さい。

なお、この審査の案内で用いている条約、コードの和文は、本会の仮訳ですのでご承知おき下さい。また、SOLAS 条約(関係箇所抜粋)並びに ISPS コードの英文、和文及び和英併記版は、本会のホームページ内の船舶保安システム(ISPS)サイトに掲載しておりますのでご利用下さい。

本審査の案内は、本会のホームページに掲載しております。小冊子としての印刷、配布は行っておりませんのでご了承下さい。

審査の案内: http://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/isps/handbook_J.pdf

また、自己診断用の各種チェックリスト(SSP 承認用、船舶審査用)及び審査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで船舶審査を申し込めるサービス(e-Application)も行っておりますので併せてご参考にして下さい。

各種チェックリスト: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/isps/index.html>

審査の申請書式: http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

e-Application: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>

2. 略語の説明

| | |
|------------|--|
| ISPS Code: | International Ship and Port Facility Security Code 船舶と港湾施設の国際保安コード 正式名称は、The International Code for the Security of Ships and of Port Facilities といひ、『船舶と港湾施設の保安のための国際コード』といひます。 |
| ISSC: | International Ship Security Certificate 国際船舶保安証書 |
| SSP: | Ship Security Plan 船舶保安計画 |
| SSA: | Ship Security Assessment 船舶保安評価 |
| CSO: | Company Security Officer 会社保安職員 |
| SSO: | Ship Security Officer 船舶保安職員 |
| RSO: | Recognized Security Organization 認定保安団体 |
| DOC: | Document of Compliance 適合証書 (ISM コード) |
| SMC: | Safety Management Certificate 安全管理証書 (ISM コード) |
| SSAS: | Ship Security Alert System 船舶保安警報装置 |

3. 用語の定義

3.1 SOLAS 条約 XI-2 章の定義

“Company 会社” とは、IX/1 規則に定義される会社をいい、ISM コードで定義されている“会社”と同一です。

“Recognized Security Organization(RSO)認定保安団体”とは、保安に適切な専門性と船舶と港の運用に関する適切な知識を有し、SOLAS 条約 XI-2 章又は ISPS コード A 部で要求される評価、検査若しくは承認又は証書発給業務を実施する権限を与えられた組織をいいます。

3.2 ISPS コードの定義

“Ship Security Plan (SSP) 船舶保安計画”とは、保安事件の危険から船舶に乗船している者、貨物、貨物運送ユニット、船舶用品または船舶を保護するために計画された船舶での措置の適用を確実にするために構築された計画をいいます。

“Ship Security Officer (SSO) 船舶保安職員”とは、船舶保安計画を実施、維持すること、かつ、会社保安職員及び港湾施設保安職員と連携することを含め、船舶の保安に関して責任者として会社に任命された船長への報告義務を負う船舶上の人物をいいます。

なお、IMO では船長が SSO として指名されることを阻害しないと合意されています。

また、SSO は 2009 年 7 月 1 日以降、主官庁が発行する STCW 条約第 6-5 規則の規定に基づく証明書の保持が要求されています。

“*Company Security Officer (CSO)* 会社保安職員”とは、船舶保安評価が実施され、船舶保安計画が作成され、承認のため提出され及びその後実施され、維持されることを確保すること並びに港湾施設保安職員及び船舶保安職員との連携を行うことを確実にするために会社により指定された人物をいいます。

4. 適用船舶

国際航海に従事する下記の船種が適用となります。

- .1 旅客船(高速旅客船を含む)
- .2 総トン数 500トン以上の貨物船(高速船を含む)
- .3 移動式海底資源掘削ユニット(Mobile Offshore Drilling Unit)

日本籍船舶につきましては、別途日本籍用の規則及び審査の案内が用意されておりますので、そちらを御覧下さい。

5. 証書

5.1. 証書の種類と有効期間

船舶に対して発行する国際船舶保安証書(International Ship Security Certificate (ISSC))の種類は次のとおりです。

- .1 ISSC: 旗国政府の権限の下に発行される本証書です。(Full term ISSC)
- .2 短期 ISSC: 本証書発行までのつなぎの証書です。通常、初回審査、更新審査又は臨時審査で発行します。(Short Term ISSC)
- .3 仮 ISSC: 会社が新しく管理を始めた船舶又は旗国が変更となった船舶で改訂 SSP が未承認の場合或いは旗国要件により要求されているときに発行できる証書です。(Interim ISSC)

5.1.1 ISSC (Full term ISSC)

旗国政府又は旗国政府の代行として本会若しくは他の認定保安団体(RSO)が承認した船舶保安計画(SSP)を所持し、初回審査を受けこれに合格した船舶に対し、旗国政府の権限の下に、ISSC が発行されます。

初回審査の後に発行する ISSC の有効期限は、中間審査を受けることを条件に審査の終了日から5年です。

更新審査の後に発行する ISSC の有効期限は、ISSC の有効期間満了の3ヶ月前から有効期間満了日まで審査が終了した場合、新しい ISSC の有効期間は旧証書の有効期間満了日の翌日から5年ですが、有効期間満了の3ヶ月前に審査が終了した場合は更新審査の終了日から5年となります。

中間審査に合格した場合並びに臨時審査に合格し旗国政府が裏書を認めている場合、ISSC の裏書を行います。

ISSC の原本は、船上に保管しなければなりません。また、写しを会社に保管しなければなりません。

ISSC の有効期限は、会社からの申込により船舶が所持している有効な安全管理証書(SMC)の有効期限に合わせるすることができます。

パナマ、ベルギー、キュラソー、セントビンセント等の各旗国政府については、本会は ISSC を発行する権限を与えられていません。したがって、ISSC の発行を旗国政府にお申込み下さい。また、ベルギー及びキュラソーについては短期 ISSC の発行権限も与えられておりませんので鑑定書を発行します。

なお、ドミニカ国(Commonwealth of Dominica)については、本会は初回審査の実施及び短期証書の発行権限を有しておりますが(本証書は旗国政府より発行されます)、仮 ISSC 発行のための審査の実施に関する代行権限は付与されておりませんので、当該審査は旗国政府に申し込んでいただくようお願いいたします。また、日本籍船舶については、別途「日本籍船舶用の審査の案内」に記載していますように、本会は審査できますが、証書は発行できませんので、証書に関しては日本政府にお申込み下さい。

5.1.2 短期 ISSC(Short term ISSC)

初回審査および更新審査の合格を証明するものとして、審査の終了時に 5 ヶ月間有効の短期 ISSC を、旗国政府の権限の下に、審査を実施した海事管理審査員(以下「審査員」という。)が発行します。また、臨時審査でも証書の書き換えが必要な場合も短期 ISSC を発行します。

なお、パナマ籍船舶については、旗国政府の指示により初回審査後に短期 ISSC を発行できませんので、仮 ISSC の有効期間内に必ず初回審査を実施・完了し ISSC の発行手続きを行って下さい。

5.1.3 仮 ISSC(Interim ISSC)

仮 ISSC は、次の場合に発行します。有効期間は 6 ヶ月間で延期は認められません。

なお、SSP が承認されていても、SSP の運用実績がなく SSP の適合性を検証できない場合は、初回審査ではなく仮 ISSC 発行のための審査を実施し仮 ISSC を発行しますのでご注意ください。

- 1 船舶が ISSC を所持していない場合、その引渡しするとき
- 2 会社が新しく船舶の管理をはじめたとき
- 3 船舶の国籍が変更されたとき(改訂 SSP が未承認の場合や旗国要件による)

5.2 証書の延期、失効、再発行、書換え、返納

5.2.1 証書の延期

船舶が更新審査を受けるべき時期に、審査を受ける予定の港に向け航海中となる場合、主管庁の了承を得て ISSC を 3 ヶ月の範囲で延期することができます。ただし、審査を受ける予定の港に到着したときは、更新審査完了に基づく新しい証書の所持又は現証書延長の裏書をしない限り出航することはできません。

5.2.2 証書の失効

次のいずれかの場合、現行の証書は失効します。

- .1 定期的審査(更新審査、中間審査)及び臨時審査を受けなかった場合
- .2 審査において付された指定事項が、指定期間内に解消できなかった場合
- .3 再承認が必要な部分の SSP に承認を得ないで変更を行った場合及びその他の部分の改正にあたって RSO や主管庁に届出が提出されていなかったとき
- .4 会社が当該船舶の管理を取りやめた場合
- .5 当該船舶の国籍が変更された場合
- .6 手数料及び経費が支払われなかった場合
- .7 仮 ISSC にあつては、ISSC が発行された場合
- .8 会社から当該船舶に関する船舶保安システム登録の消除の申込みがあった場合

5.2.3 証書の再発行

証書を紛失若しくは汚損した場合には、本会本部に再発行の申込みをして下さい。

5.2.4 証書の書換え

船名等の証書の記載事項に変更があった場合には、臨時審査を行い ISSC の書換えを行う必要があります。ただし、会社の社名・住所等の変更の場合には、本船上の臨時審査は必要としませんが、SSP に記載内容の変更がある場合には改訂承認が必要となる場合がありますので、最寄りの支部等に御相談下さい。

5.2.5 本会が発行した証書の返納

次の場合、証書を最寄りの支部・事務所又は本会本部に返納して下さい。

- .1 証書が更新、書換え等により新しく発行された場合
- .2 証書が失効または有効期間満了となった場合
- .3 紛失により証書の再発行を受けた後に、紛失した証書を発見した場合

6. 船舶保安システム審査の種類と実施時期

審査は次の種類があります。

- 初回審査： 船舶に初めて ISSC を発行する審査
更新審査： 旗国政府により定められた 5 年を超えない期間で実施する ISSC を更新する審査
中間審査： 2 回目と 3 回目の審査基準日(注 1)の間で実施する審査

- 臨時審査: 次の審査があります
- a. 仮 ISSC 発行のための臨時審査
 - b. 指定事項を解消するための臨時審査
 - c. SSP の再承認後に行う臨時審査
 - d. その他の臨時審査
 - ・ 船名、旗国、要目に変更がある場合
 - ・ 保安警報装置(SSAS)の取替えや修理の後など

注1

審査基準日とは、ISSC の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。

上記の初回審査、更新審査及び中間審査は、船舶の SMC の定期的審査の時期に合わせて実施することが出来ます。ただし、同時に実施するのではなく、いずれかを終了した後に他方の審査を開始することになります。

7. 審査の申込み

審査の申込みは、申込書式(Form MS-APPLI 又は MS-APPLI-SSP、MS-APPLI-SSP-j)を使用して下さい。

同書式は本会のホームページ(http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx)よりダウンロードすることができます。

なお、本会が RSO として承認されている旗国政府に籍を置く船舶のみ申込みを受理いたします。承認されている旗国政府は本会ホームページで確認して下さい。

オンラインで審査(SSP 承認を除く。)を申し込めるサービスも行っていますので、本会のホームページ(<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>)をご参考にして下さい。

7.1 SSP 承認の申込み

SSP の承認又は改定再承認の申込みは、最寄りの本会国内支部若しくは海外事務所に提出して下さい。

なお、日本籍船舶については、日本国内の支部に提出して下さい。

7.1.1 初回の承認

7.1.1.1 提出文書

初回の SSP 承認の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|---|-----|
| .1 | 申込書(Form MS-APPLI-SSP 又は Form MS-APPLI-SSP-j) | 1 部 |
| .2 | SSP | 2 部 |
| .3 | 船舶保安評価(SSA)の報告書 | 2 部 |
| .4 | 会社保安職員(CSO)訓練証明書の写し | 1 部 |
| .5 | (仮)国籍証書の写し(NK 船級船でない場合) | 1 部 |
| .6 | 有効な ISM コードの適合証書(DOC)の写し (DOC 発行者が NK 以外の場合) | 1 部 |

次の文書が **SSP** に含まれていない場合には、提出して下さい。

- .1 **CSO**と船舶保安に関連する他の陸上要員の責任と権限を規定した会社の手順書及びその組織図
- .2 会社が **CSO**、船舶保安職員(**SSO**)及び船長に対し、船舶の保安に関連する職務と責任を遂行するために必要な支援を提供することを示す宣言書
- .3 下記に関する最新の情報が記載された文書
 - i) 船舶の乗組員を指名する責任を負っている者
 - ii) 船舶の使用を決定する責任を負っている者
 - iii) 船舶が契約により雇い入れられている場合にはその契約者

7.1.1.2 文書審査

提出された文書を審査し、**SSP**が **ISPS** コードに適合している場合に、**SSP**を承認します。適合していない場合には、書面で是正をお願いすることになります。承認した **SSP** 及び **SSA**を 2部(本船用及び会社用)返却します。

なお、本会には承認印(**Approved**)を押印した **SSP** の表紙、改訂記録及び目次並びに **SSA** の表紙の写しのみを保管し、承認したことを証明する書類(**Form LOA / Approval of Ship Security Plan**)を発行いたします。

7.1.2 承認済 **SSP** の改訂承認

SSP の改訂は、原則として再承認を要しますので、本会国内支部若しくは海外事務所に提出して下さい(日本籍船舶については、日本国内の支部に提出して下さい。)

改訂の場合には改訂記録を更新して下さい。

なお、**ISPS Code A/9.4.1**～**A/9.4.18** に該当しない場合及び政府が承認を必要としない項目については承認の必要ありませんが、本会に改訂箇所を届け出ていただく必要があります。

また、本会以外の **RSO** が承認した **SSP** の改訂申込みは、初回承認扱いとして受け付けます。

7.1.2.1 提出文書

(A) 承認済み **SSP** の改訂承認

申込みの際には、次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|---|----|
| .1 | 申込書(Form MS-APPLI-SSP 又は Form MS-APPLI-SSP-j) | 1部 |
| .2 | 改訂版の SSP 表紙、改訂記録、目次 | 2部 |
| .3 | 改訂版の当該ページ | 2部 |
| .4 | 改訂した SSP の基となった SSA の報告書(注2) | 2部 |
| .5 | 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ | 1部 |
| .6 | CSO の訓練証明書の写し | 1部 |
| .7 | (仮)国籍証書の写し (NK 船級船でない場合) | 1部 |
| .8 | 有効な ISM コードの適合証書(DOC)の写し (発行者が本会以外の場合) | 1部 |

注2

初回の承認と同様に、改訂時にも SSA は必要に応じて現場保安検査(On-scene security survey)を含めて実施し、報告書に取り入れて下さい。

(B) 承認済 SSP の改訂の届出

(ISPS Code A/9.4.1～A/9.4.18 に該当しない場合及び政府が承認を必要しないとした項目)

次の文書を提出して下さい。

| | | |
|----|---|-----|
| .1 | 申込書(Form MS-APPLI-SSP 又は Form MS-APPLI-SSP-j) | 1 部 |
| .2 | SSP の表紙(変更があれば) | 2 部 |
| .3 | 目次(変更があれば) | 2 部 |
| .4 | SSP の改訂記録 | 2 部 |
| .5 | 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ | 1 部 |
| .6 | 改訂版の当該ページ | 2 部 |

なお、SSP 中の誤字、脱字等を修正し再承認をご要望される場合、上記 7.1.2.1 (B).2 から.6 の文書を国内支部若しくは海外事務所のいずれかに提出して下さい。この場合、改訂承認に相当しないことから、SSP の表紙、目次及び改訂記録には変更がないはずですが、もしも改訂記録が更新されている場合には上記 7.1.2 の規定を採用せざるを得ませんのでご注意願います。

7.1.2.2 文書審査

1. 上記 7.1.2.1(A)の場合は、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が ISPS コードに適合している場合に、SSP を再承認します。再承認したページを船舶に備え置かれている SSP に差し替えて下さい。

なお、改訂版を承認したことを証する書類(Form LOA -AMD/ Approval of Amendments to Ship Security Plan 及び Form LOA-AMD-ATT/ Attachment to MS-LOA-AMD)を発行し、改訂記録を添付します。

Form LOA-AMD-ATT には、SSP 改訂部分の運用検証のための臨時審査をいつまでに受検しなければならないかを明記します。通常、保安設備、保安装置等に大幅な変更(例えば、SSAS、監視装置、警報装置等の追加設置若しくは機種変更等)がなければ、運用検証のための臨時審査は次回定期的審査時期に指定します。

2. 上記 7.1.2.1.(B)の場合は、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が承認を必要とする内容ではないことを確認し、改訂されたページには本会に届出があったことを記すため各ページに捺印致し返却致します。船舶に備え置かれている SSP に当該ページを差し替えて下さい。

なお、改訂版の届出を受領した旨の通知書(MS-SSP-NOTE)を作成しますので SSP と共に保管して下さい。

7.2 船舶審査の申込み

船舶審査の申込みは、審査を受ける予定の港の最寄りの支部又は事務所に直接提出して下さい(本会本部では受け付けることができませんのでご注意下さい)。

なお、当該船舶又は審査を受ける港の保安レベルが3の場合、審査を円滑に実施することが困難なため、申込みを受理することができません。また、入渠中若しくは係船中等、通常の運航状況でない船舶に対しては、原則として仮ISSC発行のための臨時審査及びSSAS確認のための臨時審査を除き、審査を実施することができませんのでご注意下さい。

7.2.1 提出文書

全ての審査における提出文書は、次のとおりです。

- | | | |
|----|---|-----|
| .1 | 申込書 (Form APPLI-CSA または Form APPLI-CSA-j) | 1 部 |
| .2 | (仮)国籍証書の写し (NK 船級船でない場合) | 1 部 |
| .3 | DOC 及び SMC の写し (発行者が本会以外の場合) | 1 部 |
| .4 | 主官庁が発行した STCW 条約に基づく SSO の証明書 | 1 部 |

7.3 他 IACS 船級協会発行 ISSC の認証引継の申込み

7.3.1 他 IACS 協会(以下“Losing Society”という)発行の ISSC を引継いで本会に変更を希望する場合、以下の書類を添付して、前広に本会本部船舶管理システム部に申し込んで下さい。認証引継手続に少なくとも1週間程度掛かります。

申込書には“Type of Audit”欄に **TC** と大書して下さい。

- .1 Losing Society が発行した ISSC の写し及び最新 DOC 及び SMC の写し
- .2 Losing Society が実施した最終の審査記録書の写し
- .3 SSP が承認されたことを証する書類 (IACS 協会承認されている場合は Approval of Ship Security Plan) の写し

7.3.2 次の場合は、認証引継の申込みを受理できませんのでご注意下さい。

- .1 ISSC が失効している場合
- .2 管理会社に変更される場合
- .3 Losing Society に何らかの審査を申し込んだ後、まだ当該審査が完了していない場合
- .4 Losing Society に指摘された欠陥(Failure)が是正されていない場合

7.3.3 本会から Losing Society に連絡して過去の審査データを貰い受けます。

7.3.4 認証引継ぎの審査は、中間審査相当の臨時審査として実施します。ただし、初回、中間又は更新審査の期間内にある場合は、該当する審査を実施します。

7.3.5 本会が発行する Full term ISSC の有効期限は、引継ぎにおいて中間審査を完了した場合、

Losing Society 発行の従前の証書満了日を引継ぎます。

7.3.6 パナマ籍船では Panama MMC. 205 9 に従って、初回審査を実施します。

8. 船舶審査の実施

8.1 初回審査、中間審査及び更新審査

8.1.1 審査を受ける港の最寄りの本会支部または事務所(以下担当支部といいます)の審査員が訪船し、あらかじめ送付しています審査計画に沿って、船長、SSO、特定保安要員(もしも指名されていれば)そしてその他の乗組員等へのインタビュー、記録の確認、船内の保安措置の確認等を行う船舶保安審査を実施します。

8.1.2 本会が Full term ISSC を発行しない旗国の船舶(パナマ籍船など)では、初回審査若しくは更新審査において保安措置若しくは保安システムに欠陥(NC)が見出された場合は、NC が是正されるまで当該審査は完了しませんので証書は発行されません。

8.1.3 いかなる国籍の船舶の中間審査若しくは臨時審査並びに本会が Full term ISSC を発行する旗国の船舶の初回審査、更新審査において、保安措置に欠陥があること、保安システムが機能していないこと等が判明した場合は、その是正を求めます。もしも直ちに是正できない場合は、保安システムを機能させるため3ヶ月以内に実施する是正計画(Corrective Action Plan)の提出を2週間以内に会社に求め、審査をした審査員が妥当と判断した場合には審査が完了します。その是正計画の実施の確認は次回の定期的審査で確認します。また、審査員がその是正処理の確認のため臨時審査が必要と判断した場合は『指定事項解消のための臨時審査』を要求します。

8.1.4 『指定事項解消のための臨時審査』を要求された場合、指定された期日までに指定事項が解消されないときは、船舶保安証書は失効しますのでご注意ください。

8.1.5 審査の立会者として、SSP に精通した陸上要員又は本船乗組員(船長又は SSO を含む。)を指名して審査に立ち合わせて下さい。

8.1.6 初回審査に先立って、少なくとも 1 回の保安操練を実施しておいて下さい。実施されていない場合は審査時に実施していただくことになります。

8.1.7 保安業務に関する内部監査及び見直しは、少なくとも 1 年に 1 回実施し、記録を船上に保管しておいて下さい。

8.1.8 本会が審査時に発行します審査記録書の写しは、会社と船上で少なくとも 5 年間保管して下

さい。

- 8.1.9 審査記録書の写しは、極めて機密性の高い情報が記載されていることから、SSPに規定された保安措置の記録と同様に不正なアクセス若しくは開示を避けて下さい。

8.2 仮 ISSC 発行のための臨時審査

- 8.2.1 仮 ISSC 発行のための臨時審査は、担当支部の審査員が訪船し、次の事項を確認します。これらの事項全てを確認できなかった場合は、仮 ISSC を発行できませんのでご注意下さい。なお、SSP の運用実績がなく SSP の適合性を検証できない場合、SSP が承認されていても仮 ISSC 発行のための審査を実施します。

- .1 保安の職務を有する乗組員等が、SSPに規定されている職務と責任に習熟していること。
- .2 SSOが適切な訓練を受け、主官庁が発行した STCW 条約に基づく SSO の証明書 を保持していること。
- .3 ISPS コード A 部 9.4.1 から 9.4.18 の要件が規定されている SSP が船上に備え置かれ、旗国政府若しくはその RSO に承認を求めるために提出されているか、旗国政府若しくはその RSO に承認されていること。

なお、審査の申込み時に SSP を提出していることを示す書類(例えば本会に提出している場合には本会が発行する Schedule for Review and Approval of SSP (Form MS-SPA)、又は、他の RSO に提出している場合には、当該 RSO の受領書若しくは送付書等)があればその写しを提出して下さい。

- .4 旗国政府の特別要件が SSP に規定されていること。
- .5 SSP に規定されている操練が少なくとも 1 回実施されているか、若しくは実施する計画を出航前に CSO 若しくは SSO が立案していること。
- .6 SSP に規定されている保安装置が保安システムに取り入れられていること。そして保守されて維持されていること。
- .7 SSP に規定されている全ての保安と監視装置が運用されており、目的とする運用に適していること。
- .8 SSAS は下記事項を確認します。
 - a) SSAS 発信テスト
 - b) ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していること。
- .9 SOLAS 条約 XI-1 章第 5 規則の規定を満たす CSR の保持の検証又は CRS が承認のために主管庁に提出されていることを確認します。

- 8.2.2 船上に有効な DOC(仮 DOC を含みます。)の写しが備え置かれていること及び有効な SMC (仮 SMC を含みます。)を所持し若しくは所持しようとしていることを確認します。

8.3 指定事項解消のための臨時審査

上記 8.1.4 を参照下さい。審査範囲は、原則として、指定事項に関連する部分のみとします。

8.4 SSP 再承認後の臨時審査

本会が SSP の再承認を行った場合、上記 7.1.2.2 でお知らせしていますが、改訂部分の運用状況を確認する臨時審査の時期を指定しますので期限内に臨時審査を申し込んで下さい。審査範囲は、原則として、改訂に関連する部分のみとします。

8.5 その他の臨時審査

8.5.1 船名が変更となった場合の臨時審査

船名が変更となった場合、審査員が訪船して臨時審査を行います。この臨時審査では、国籍証書及び条約証書が適切に書き換えられていることを確認し、SSAS の発信データとして船名が要求されている場合には、新船名が発信されることを確認するため SSAS 発信テストに立ち会います。

8.5.2 旗国政府が要求する臨時審査

旗国政府が追加の臨時審査を要求することがあります。その場合は、旗国政府が要求した背景を勘案した上で、審査範囲を決定してお知らせします。

8.5.3 SSAS の取替え・修理後の確認のための臨時審査

下記 8.6.2 を参照下さい。

8.5.4 船舶の国籍が変更となった場合の臨時審査

SSP が新しい旗国*で改訂承認されていること及び新しい旗国の要件を満足し、旗国が受け入れを承認している場合などは臨時審査を実施し、ISSC を引き継ぐことができます。

* パナマ籍への変更の場合、当該船舶は政府の指示により仮 ISSC 発行のための審査を要求されます。

その他臨時審査に関し、具体的な審査内容等につきましては、最寄りの本会支部、事務所又は本部にお問い合わせ下さい。

8.6 初回、定期的及び臨時審査における SSAS の確認

8.6.1 SSAS の設置後、本会が承認した無線業者により、SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則の第 2 項から第 4 項(注 3)の規定に適合していることを試験し、SSAS の適合性を示す報告書を作成し本船に備え置いて下さい。ただし、Self-Contained SSAS(SSAS-SC といいます。注 4)の場合は、SSO が試験し、報告書を作成することができます。

注 3: SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則

2. 作動する際、船舶保安警報装置は、

.1 船舶及び船舶の位置を識別し、更に船舶の保安が脅威にさらされているか若しくは危険な状態にあるかを

示すことができる船舶・陸上間の保安警報を、状況により会社を含め、主管庁により指定された該当機関に発信しなければならない、

- .2 他の如何なる船舶にも船舶保安警報を送信してはならない。
 - .3 船舶上でアラームを発してはならない。そして
 - .4 解除されるかリセットされるまで、継続的に発信しなければならない。
3. 船舶保安警報装置は、
- .1 船橋および少なくともその他の一つ以上の場所から作動できる能力を持っていること。そして
 - .2 機関により探択された性能基準を下回ってはならない。
4. 船舶保安警報装置の発信場所は、船舶保安警報の不注意による発信を防止するように設計されなければならない。

注4: Self-Contained SSAS

1. IACSのProcedural Requirements No. 24 (PR24) では、“SOLAS 条約IV 章及びV 章で要求される無線装置若しくは航海装置とインターフェースをとることなく、また、それらからのインプットに依存することのない SSAS をいう”と定義されています。

8.6.2 SSAS の設置後、最初の審査では次の事項を確認します。

- .1 SSAS の規定が SSP に含まれていること。
- .2 上記 8.6.1 で作成された報告書を確認します。
- .3 SSAS 発信テストに立会います。
- .4 ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していることを確認します。

8.6.3 その後の定期的審査(初回審査、中間審査及び更新審査)において、次の事項を確認します。

- .1 ISPS コード A 部 10.1.10 で要求されている SSAS の保守、校正、試験の記録を確認します。
- .2 SSAS 発信テストの結果を確認します。
- .3 ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していることを確認します。